

2022年4月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 魚 喜 代表者名 代 表 取 締 役 有 吉 美 和 (コード番号: 2683 東証スタンダード) 問合せ先 執行役員管理本部長 三 冨 秀 雄 電話番号 0466-45-9282

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 5 月 26 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会にて定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1、定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入され ることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めること が義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2、定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

2022 年 5 月 26 日 (予定) 2022 年 5 月 26 日 (予定)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開	
示とみなし提供)	
第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、	(削 除)
株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類に記載また	
<u>は表示をすべき事項に係る情報を、</u>	
<u> 法務省令に定めるところに従いイン</u>	
ターネットを利用する方法で開示す	
<u>ることにより、株主に対して提供し</u>	
たものとみなすことができる。_	
<新 設>	(電子提供措置等)
	第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情
	報について、電子提供措置をとるも
	<u>のとする。</u>
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	<u> 法務省令で定めるものの全部又は一部につ</u>
	いて、議決権の基準日までに書面交付請求
	した株主に対して交付する書面に記載しな
	いことができる。_
, where = = = = = = = = = = = = = = = = = =	(#(154))
<新 設>	(附則)
	1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正
	する法律(令和元年法律第70号)附則第1
	条ただし書きに規定する改正規定の施行の
	日である 2022 年 9 月 1 日 (以下 施行日]
	という。)から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か
	月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、定款第14条(株主総会参考書
	類等のインターネット開示とみなし提供)
	類等のインターネット開かとみなし提供) はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日
	3. 平的則は、施打日からりか月を経過した日 又は前項の株主総会の日から3か月を経過
	した日のいずれか遅い日後にこれを削除す
	<u>した日のパリオレル・足ど、日後にこれで削除り</u> <u>る。</u>
	<u>′√ 。</u>